

議事要旨(4) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、現在、企業結合専門委員会では、10月に委員会がプロジェクトチームから受領した「企業結合に関する調査報告」を踏まえて、年内に論点整理を公表することを目標として、検討が行われている旨の説明がなされた。

引き続き、小堀研究員より、企業結合会計の見直しに関する論点の整理たたき台に基づいて、専門委員会での検討状況について次のような説明がなされた。

- ・ 「企業結合に関する調査報告」が対象とした6つの論点に加えて、持分プーリング法の取扱いに関連した派生的な論点として「【論点 1-2】取得企業の決定が困難な場合の取扱い」及び「【論点 1-3】逆取得又は共同支配企業の形成に係る会計処理」についても対象とした。
- ・ 前回の専門委員会において、のれんの償却の問題（いわゆる正の値をとるのれんの規則償却の是非に係る問題）についても併せて取扱うべきではないかという意見があったが、今回の論点整理では対象としない方針であることについて説明をして理解を得た。また、このほか、専門委員からコメントを受けた点については、必要な修文を行う予定である。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 「【論点 1-1】持分プーリング法の取扱い」における今後の方向性について、論拠の書き方が弱いのではないかと、また、会計基準のコンバージェンスを進めるためと直接的に記載してもよいのではないかとという指摘があった。
これに対し、事務局から修文する予定であるとの説明があった。
- ・ 「【論点 5】段階取得における会計処理」について、支配獲得時の時価により再評価するという考え方であるが、日本では実質支配力基準のため主観的な要因が強いことから、検討すべき問題が生じるのではないかとという指摘があった。
これに対し、事務局から将来的に検討することになるであろうとの説明があった。
- ・ 当該論点整理の対象範囲として、企業結合会計基準のみならず連結財務諸表原則の見直しにまで及ぶのではないかとという指摘があった。
これに対し、金融庁から連結財務諸表原則の見直しもあり得るという説明があった。

以 上